



お知らせカレンダー

No. 1789 【 1月25日 発行 】

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,663 世帯

人口 5,076 人

男: 2,481 人

女: 2,595 人



(令和5年12月31日現在)



令和6年1月29日 ~ 令和6年2月11日

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
29	(月)				
30	(火)	第4回ヨロン海洋教育フェア	14:00~	砂美地来館	与論町 海洋教育推進協議会
31	(水)				

2月



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(木)				
2	(金)				
3	(土)				
4	(日)				
5	(月)				
6	(火)				
7	(水)				
8	(木)	乳児健診(対象児:R5.9.15~R5.11.8生) 6~7か月児健診(対象児:R5.6.15~R5.8.8生)	受付時間 (13:15~13:30) 受付時間 (13:00~13:15)	保健センター	保健センター
9	(金)				
10	(土)				
11	(日)	建国記念日			

第4回 しんきん杯バレーボール大会 参加チーム募集!!

開催日時: 令和6年2月18日(日) 午前8:30 開会式 
 場所: 砂美地来館(全館)
 監督会: 令和6年2月13日(火) 午後7:00 役場庁舎1F 多目的ホール
 参加締切: 令和6年2月13日(火) 午後5:00
 チーム編成: 男女混成9人制(アタックヒットは女性のみ)

参加費: 1チーム 一般 5,000円 高校生 3,000円
 中学生 2,000円(監督会にて徴収します。)
 その他: 参加申込及びお問い合わせは、山下(090-9461-9159)までお願いします。



令和6年能登半島地震災害義援金について

令和6年1月1日石川県能登地方を震源とする地震により甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。

与論町では、被災された方々を支援するため、役場庁舎1階正面玄関前に義援金募金箱を設置しております。

お寄せいただきました義援金は日本赤十字社を通じて被災地にお届けします。

町民の皆様からの温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

弁護士無料法律相談会開催のお知らせ

下記日程で、無料の法律相談会を実施いたします。
 相談を希望される方は、総務企画課にて予約受付カードの記入をお願いします。

開催日時: 令和6年 2月22日(金)

受付時間: 14:30~17:00

(お一人につき、30分程度)

開催場所: 与論町中央公民館1階

参加弁護士: 鈴木 穂人氏

(沖縄県弁護士会所属・そらうみ法律事務所浦添事務所)

申込締切日: 令和6年 2月19日(月)

※事前予約制・予約枠が埋まり次第受付終了

お申込み・お問合せ先...総務企画課(97-3111) 担当: 北村

令和6年4月1日から『相続登記』の申請が義務化されます！

不動産の相続登記の申請については、これまで任意でしたが、相続登記がされていないことにより所有者がわからず公共事業や復旧・復興事業の妨げとなったり、管理がされずに放置され隣接地に悪影響を及ぼすなど、様々な問題が生じています。

こうした問題の発生を予防するため、相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは法務省ホームページでご確認
又はお近くの法務局にお問合せください。

問合せ先 鹿児島地方法務局奄美支局
TEL:0997-52-0376



法務省 QR コード

不動産登記推進イメージキャラクター

「トウキツネ」



与論町新型コロナワクチン対策室より
特例臨時接種の終了と令和6年度以降のコロナワクチン接種のお知らせ

★全額公費による接種は、令和6年3月31日で終了します

自己負担なしで接種できる特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了となります。接種をご希望の方は、お早めにご検討ください。

医療機関ごとに接種できる日時が異なりますので、下記ご確認の上、接種を希望される日の前の週の木曜日までに与論町保健センターへご連絡ください。

接種場所	日付	受付時間	ワクチンの種類
与論徳洲会病院	(毎週) 火	13:00～	ファイザー
パナウル診療所	(毎週) 月・火・木・金	17:00～17:30	ファイザー、モデルナ
龍美クリニック	(毎週) 木	10:30～11:00	ファイザー

※小児(5～11歳)・乳幼児(6か月～4歳)につきましては上記日時と異なりますので、接種をご検討の方は、与論町保健センターへご連絡ください。

★令和6年度以降のワクチン接種について

令和6年4月1日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬に定期接種が行われ、費用は原則有料となります。また、定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、自費で接種していただくこととなります。
(※)60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

問い合わせ先: 与論町新型コロナワクチン接種対策室(保健センター内)

①080-7604-0740 ②080-7236-0565 ③0997-97-5105 担当: 麓・鬼塚

看護師等の仕事をされていない免許保持者の皆さんへ

ナースセンターへの届出制度と 復職支援をご利用ください！

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許をお持ちの方が、看護職を離れる際には、ナースセンターへの届出をお願いします。

届出をすると、本人の意向やライフサイクルに応じて、さまざまな支援が受けられるメリットがあります。

- ✓ すぐに就職したい方
→ 医療機関の最新の求人情報を提供します
- ✓ 子育て中で復職を考えている方
→ 復職に必要な医療、看護の知識や技術などを学ぶ「復職支援研修」の案内など

【届出方法】

届出は、「とどけるん」から。スマホ、パソコンで簡単にできます。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

【問い合わせ先】

- 鹿児島県ナースセンター
電話: 099(256)8025 FAX: 099(256)8079
E-mail: kagoshima@nurse-center.net
- 県庁医師・看護人材課
電話: 099(286)2736 FAX: 099(286)5928
E-mail: imukango@pref.kagoshima.lg.jp

元気度アップ・ポイントカード&介護人材確保ポイントカード « ポイント交換申請について »

今年度(令和5年度)のポイント活動期間が1月末で終了となりますので、

下記の通りポイント交換申請をお願いいたします。

交換申請: R6年2月1日(木)～2月29日(木)の間

申請場所: 与論町役場 地域包括支援センター

※期限を過ぎると蓄積されたポイントは全て無効となります。

問い合わせ先: 地域包括支援センター 電話: 0997-97-3112 担当: 裾分

保健センターより
お知らせ

不妊治療(生殖補助医療)を受けられる方へ

令和5年度中に治療を受けられた方の
申請期限は**令和6年3月31日**までです

申請期限は3月31日までですが、書類の確認等に時間を要しますので、1回の治療が終了したら、速やかに申請してください

保険適用による生殖補助医療(体外受精・顕微授精)を島外の医療機関で受ける際に要した**旅費の一部**を与論町と鹿児島県が助成します

※治療の内容によっては助成の対象にならない場合もあります

助成対象となる方

- 与論町に住所を有し、島外の医療機関にて保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦(夫婦で住所が異なる場合は、妻の住所が与論町にあること)

助成内容

島外で生殖補助医療を受ける際に要した・・・

- ①船または飛行機の交通費の一部(1回の治療につき往復9回まで)
- ②宿泊費(1回の治療につき1泊5,000円上限の延べ15泊まで)

申請に必要なもの

- 領収書 ①交通費(船または飛行機往復分) ②宿泊費 *どちらも治療を受けた本人分のみ
- 診療明細書・領収書
- 振込を希望する金融機関の通帳・印鑑
- 生殖補助医療受診等証明書 *1

*1 受診の際に医療機関に提出・記入していただく必要がありますので、事前に与論町保健センターまでお問合せください(与論町ホームページからダウンロードもできます)

<問合せ先>

与論町保健センター 担当:鬼塚・川畑
TEL:0997-97-5105

与論町ホームページ



きらきら 認知症カフェ開催のご案内

誰もが気軽に参加できる集いの場です。みんなで楽しくレクリエーションや語らいをたのしみながら、「認知症になっても安心して暮らせる与論」につながればとの思いを込めて活動を続けています。

日時：R6年1月27日(土) 午後2時～(1時間程度)

場所：福祉センター

どなたでもお気軽にご参加ください! 認知症地域支援推進員 重久 悦子

問い合わせ先：地域包括支援センター 電話：0997-97-3112

『住宅不足問題から与論町の未来について考える勉強会』 参加者募集

町では今、住宅不足が大きな問題となっています。そこで、住宅不足の現状や課題について住民が知り、町の未来のために取り組めることは何かを考える勉強会を下記のとおり開催します。参加を希望される方は、**令和6年1月31日(水)**までに役場建設課までお申込みください。

日時：令和6年2月6日(火)18:30～20:30

令和6年2月7日(水)18:30～20:30

※2日のうちいずれかでの参加になります

対象：町内に住む高校生以上

内容：グループワークを含む勉強会

申込み：お問合せ 建設課 0997-97-4928

《令和6・7年度 競争入札参加資格申請(建設工事、測量・コンサル等)について》

下記までの提出期限となっていますので、登録を希望する方は期限内の提出をお願いします。

受付期間：令和6年2月29日(木)まで

提出先：役場建設課

注意点：前回から申請様式を変更していますので、必ず本町ホームページから新しく様式をダウンロードして資料を作成してください。

詳細はこちら(本町ホームページ) →



建設課 97-4928

事業者(所)の皆様へ 令和5年分賃金等の支払い額の報告について(お願い)

令和5年中に給与等(給与、賞与、パート・アルバイト含む)の支払いをした事業所又は個人事業主の方は、令和6年度の課税資料として賃金等の給与支払報告書の提出をお願いします。

- 1 提出内容 支払をした従業員等の住所、氏名、電話番号、支払った金額
- 2 対象期間 令和5年1月1日～令和5年12月31日
(上記期間において、事業者(所)から支払いをした金額)
- 3 様式 特に指定しません
- 4 提出先 給与等受給者が、令和6年1月1日現在において住所のある市町村
- 5 提出期限 令和6年1月31日(水) ※早期提出にご協力をお願いいたします。
お問い合わせ先 与論町役場税務課 TEL0997-97-3133

第4回ヨロン海洋教育フェア



参観者募集

与論町海洋教育推進協議会／与論町教育委員会事務局

本町の小・中学生は、文部科学省に認可され、海洋教育科「ゆんぬ学」という特別の教科を学んでいます。この「ゆんぬ学」の授業では、与論島の魅力や問題点を題材にして、地域の方々との協働による探究活動が行われており、その学習は、与論高校の探究の時間「ゆんぬ」につながっています。

このたび、小・中・高校生が与論について調べたことや考えたことを発信する「ヨロン海洋教育フェア」を砂美地来館で開催します。町民の皆様、ふるって御参加ください。

- 日時 **令和6年1月30日(火) 14:00~15:45**
- 会場 **砂美地来館 アリーナ**
- 発表者 与論小4年生、那間小5年生、茶花小6年生、与論高校2年生(代表6名)、与論中2年生(代表2名)、与論高校1・2年生(代表5名) ※ 発表順
- 発表内容(予定)
「与論の文化を受け継ぎ隊」「与論の海を守ろう」「与論のタカラ探し！」
「東京大学サイエンスキャンプ報告」
「サトウキビ生産量減少を防ぐには」「与論の子育てにたりないものとは」
「ユンヌフトウバの継承～私たちにできること～」
「保育士不足を解消しよう!!」
- 参観方法
 - ・ どなたでも参観できます。(体調が悪い方は参観をお控えください。)
 - ・ 事前申込は不要、入場料無料です。
 - ・ スリッパや上履きをお持ちの方は御持参ください。



【お問い合わせ】 学務課内「与論町海洋教育推進協議会事務局」
0997-97-2441 (担当: 兒玉・小倉)

「第70回文化財防火デー」に係る消防訓練について

令和6年1月26日(金)は、「第70回文化財防火デー」に当たります。

文化財を火災・震災・その他の災害から守るため、1月26日を中心として、全国的に文化財防火を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図ろうとするもので、今年は1月28日(日)に防火訓練等を実施します。町民皆様のご参加をお待ちしております。

【防火訓練】

1. 日時 : **令和6年1月28日(日)** 午後1時30分~午後2時20分まで
2. 場所 : 与論城跡(町指定文化財) ※少雨決行
3. 内容 : 与論町消防団及び沖永良部消防署与論分遣所の協力の下に、文化財等から出火した場合を想定した放水等の防火訓練や初期消火訓練が行われます。皆様の参加をお待ちしております。
4. 日程 : ① 開会式
② 防火指導及び訓練(防火放水訓練→防火指導講習)
③ 閉会式

* 問い合わせ先: 教育委員会事務局 生涯学習課 南 (TEL 0997-97-2441)

※「文化財防火デー」: 1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂で発生した火災によって貴重な飛鳥時代(約1350年前)の壁画が消失したことを契機に、文化財防火デーとして制定されています。



(文化財愛護シンボルマーク)

『第48回 ちびっこ探検学校ヨロン島』の参加者募集

- 主催 : 公益財団法人 国際青少年研修協会
- 内容 : 全国から小学生(外国人含む)約180名が、与論島の民宿に分宿し共同生活をしながら、いかだ作りやさとうきびしぼりなどの共通体験を通じて、言葉や習慣の違いを乗り越え、友情を育む国際交流&野外活動/自然体験活動プログラムです。島内の小学生にとっても島外の小学生と友達を育む有意義な機会です。

日程 : 令和6年3月27日(水)~3月31日(日)

参加資格 : 与論島在住の小学2年生~小学6年生

ジュニアサポーター参加資格 : 中学1年生以上高校3年生以下で2日以上参加できる方

申込み・お問い合わせ先 : 与論町教育委員会事務局 生涯学習課 担当: 町
TEL0997-97-2441

申込締め切り : 令和6年2月28日(水)

※ 先着順にて、定員になり次第、締め切ります。

価格高騰重点支援追加給付金 (7万円/1世帯)のご案内

- 価格高騰重点支援追加給付金 **(1世帯あたり7万円)** は、①住民税均等割非課税世帯や②令和5年1月以降に予期せず収入が減少したことによる家計急変世帯を支援する給付金です。

支給対象となる世帯 (①～③のいずれかにあてはまる世帯)

令和5年12月1日時点で与論町に住民登録されている世帯のうち世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」世帯
※ほかの市町村で同給付金を受けた世帯は対象外となります。

①価格高騰重点支援給付金(3万円)を口座振込で受給した世帯には、お知らせ文書を送付します。1月31日の振込日までお待ちください。
お手続き不要です。

②上記(①)以外の世帯で給付対象になる可能性がある方には、2月上旬に確認書を郵送いたしますので、必要事項を記入しご返送ください。

確認書を返送ください。



③令和5年1月2日以降に与論町に転入した方がいる世帯は与論町役場総務企画課までご連絡ください。
(申請に必要な書類等があります。)

申請が必要です。

返送：申請(②, ③の世帯)：令和6年3月29日(金)

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ①価格高騰重点支援給付金(3万円)を口座振込で受給した世帯には給付内容が書かれたお知らせ文書が届きます。**【お手続き不要】**
- ②価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給していない世帯や現金受取の世帯には確認書が届きますので、必要事項を記入の上返送してください。**【お手続き必要】**
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- ③給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

与論町役場 総務企画課

☎ 0997-97-3111 平日8:30~17:15

やぎ飼養頭数調査のご協力について(お願い)

家畜伝染病予防法第12条の4に規定される家畜の所有者の定期報告の実施に伴い、やぎ飼養農家の把握及び頭数調査を実施しております。

つきましては、やぎ飼養農家の皆様は下記連絡先までご報告いただきますようお願いいたします。この調査の内容につきましては、迷いやぎが発生した際にも活用されておりますので、飼養されている農家の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、昨年度ご報告いただいた方につきましては、別途調査表を送付しておりますのでご提出をお願いいたします。

・報告期限 … 令和6年2月2日(金)

・調査内容 … 飼養者氏名、連絡先、飼養頭数、飼養場所

(連絡先) 産業課 境 0997-97-4924

不法投棄禁止!

与論高校東側、畑にビニールやハウスの鉄骨が不法投棄されておりました。不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないで下さい。不法投棄をすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。不法投棄及び投棄をしている所を見つけた方は、警察又は環境課までご連絡をお願いします。



環境課 0997-97-4712

令和6年2月・3月期 与論町ごみ収集計画表

2月		可燃ごみ	缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	木	茶花	与論	与論	
2日	金	那間	与論		
3日	土	街道			
4日	日				
5日	月	街道	茶花		
6日	火	那間	与論	茶花	茶花
7日	水	街道	那間	那間	
8日	木		茶花	与論	
9日	金	那間	与論		
10日	土	街道			
11日	日				
12日	月	街道	茶花		
13日	火	那間	与論	茶花	
14日	水	街道		那間	茶花
15日	木		茶花	与論	那間
16日	金	那間	与論		
17日	土	街道			
18日	日				
19日	月	街道	茶花		
20日	火	那間	与論	茶花	茶花
21日	水	街道		那間	那間
22日	木		茶花	与論	
23日	金	那間	与論		与論
24日	土	街道			
25日	日				
26日	月	街道	茶花		
27日	火	那間	与論	茶花	
28日	水	街道		那間	
29日	木		茶花	与論	

3月		可燃ごみ	缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	金	那間	与論		
2日	土	街道			
3日	日				
4日	月	街道	茶花		
5日	火	那間	与論	茶花	茶花
6日	水	街道		那間	那間
7日	木		茶花	与論	与論
8日	金	那間	与論		
9日	土	街道			
10日	日				
11日	月	街道	茶花		
12日	火	那間	与論	茶花	
13日	水	街道		那間	茶花
14日	木		茶花	与論	
15日	金	那間	与論		
16日	土	街道			
17日	日				
18日	月	街道	茶花		
19日	火	那間	与論	茶花	茶花
20日	水	街道		那間	那間
21日	木		茶花	与論	与論
22日	金	那間	与論		与論
23日	土	街道			
24日	日				
25日	月	街道	茶花		
26日	火	那間	与論	茶花	
27日	水	街道		那間	
28日	木		茶花	与論	
29日	金	那間	与論		
30日	土	街道			
31日	日				

★収集日の朝8時30分までに所定のごみステーションへ当日出してください。収集日以外の日にはビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

リサイクルセンターへの立ち入りについて

近頃、営業時間外や休業日にリサイクルセンターへの不法侵入後、盗難等が見受けられます。捨てられているゴミと思い、持ち帰られているようですが、その中では作業に使用しているものもございますので持ち帰らないようお願いいたします。



関係者以外
立入禁止

※不法侵入者は発見次第警察に通報します。

環境課：97-4712